

福岡県公報

平成21年9月30日
第3021号
増刊 ③

目次

公 告

福岡県の人事行政の運営等の状況の公表 (人 事 課) 1

公 告

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成20年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究職 医療職
新規採用	(1) 981	(1) 163	517	286	0	15
新規再任用	(39) 176	(14) 58	(1) 22	(23) 64	23	(1) 9

(単位：人)

(注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 「新規採用」欄の()内は任期付採用職員で、内数です。

4 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

平成20年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究職 医療職
離職	965	245	388	255	36	41
その他	711	153	186	329	9	34
再任用の満了	(14) 98	(7) 43	(1) 17	(6) 21	14	3

(単位：人)

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 「再任用の満了」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

2 職員の給与との状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込）

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	5,031,870人	1,476,349,278千円	1,745,546千円	518,545,022千円	35.1%	36.0%

(2) 職員給与との状況（普通会計決算見込）

区分	職員数 A	給与			費 計	一人当たり給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
20年度	51,672人	242,633,396千円	51,977,747千円	102,563,638千円	397,174,781千円	7,686千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は平成20年4月1日現在の人数で、教育長及び電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埠頭施設整備運営事業職員（計172人）を除きます。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額との状況（21年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	43.7歳	353,078円	441,333円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県			
学校給食員	51.2歳	349,236円	399,555円
自動車運転士	49.9歳	342,338円	372,381円
守衛	51.7歳	352,858円	415,902円
電話交換手	51.9歳	375,430円	482,329円
用務員	58.2歳	335,108円	373,592円
その他	52.6歳	351,950円	392,425円
	49.3歳	343,405円	392,989円

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	46.9歳	419,823円	485,964円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	45.7歳	400,382円	457,683円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	39.7	331,840 円	461,761 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況(21年4月1日現在)

区分	福岡県		国
	大学卒	高校卒	
一般行政職	178,800 円	144,500 円	I種181,200 円 II種172,200 円
	129,200 円	121,600 円	140,100 円
技能労務職	129,200 円	121,600 円	— 円
	121,600 円	— 円	— 円
高等学校 教育職	199,700 円	154,900 円	— 円
	154,900 円	— 円	— 円
小・中学校 教育職	199,700 円	— 円	— 円
	— 円	— 円	— 円
警察職	197,200 円	164,700 円	I種203,100 円 II種200,000 円
	164,700 円	— 円	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(21年4月1日現在)

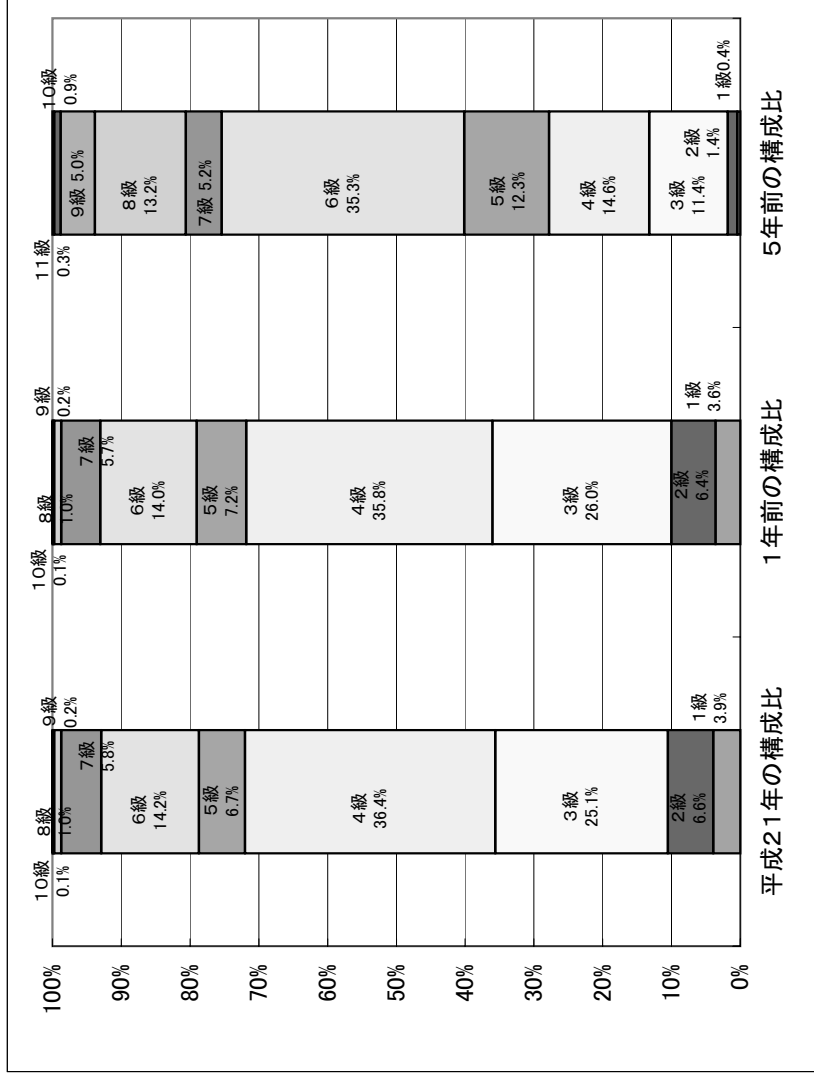
区分	経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	272,927 円	226,656 円	325,124 円	278,276 円	376,161 円	326,804 円
	219,880 円	— 円	257,569 円	243,533 円	304,160 円	300,960 円
技能労務職	311,536 円	244,227 円	361,318 円	285,181 円	398,464 円	332,238 円
	311,663 円	— 円	361,579 円	— 円	394,004 円	— 円
高等学校 教育職	283,236 円	250,431 円	338,701 円	294,253 円	381,935 円	349,592 円
	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

—:該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数等の状況
 (1) 一般行政職の級別職員数の状況(21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事 技師	330 人	3.9 %
2 級	主任	551 人	6.6 %
3 級	主査 困難な業務を処理する主任	2,112 人	25.1 %
4 級	本庁の係長 困難な業務を処理する主査	3,070 人	36.4 %
5 級	本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長	568 人	6.7 %
6 級	本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐	1,196 人	14.2 %
7 級	本庁の困難な業務を処理する課長	492 人	5.8 %
8 級	本庁の次長	83 人	1.0 %
9 級	本庁の事務局長	15 人	0.2 %
10 級	本庁の部長	11 人	0.1 %

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に11級制から10級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、10級を新設。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況（行政職給料表適用者）

20年度	職員数	
	昇給者数	9,363人
	2号給	963人
	3号給	0人
	4号給	6,931人
	5号給	7人
	6号給	291人
	7号給	0人
	8号給	348人
	(計)	8,540人

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福岡県	国
1人当たり平均支給額(20年度決算見込)	—
期末手当 1,228千円	
勤勉手当 617千円	
(20年度支給割合)	(20年度支給割合)
期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（21年4月1日現在）

福岡県	国
(支給率)	(支給率)
自己都合 23.50 月分	自己都合 23.50 月分
勸奨・定年 30.55 月分	勸奨・定年 30.55 月分
勤続20年 41.34 月分	勤続20年 41.34 月分
勤続25年 59.28 月分	勤続25年 59.28 月分
勤続35年 59.28 月分	勤続35年 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 6,719千円	1人当たり平均支給額 27,080千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(21年4月1日現在)

地域手当支給実績(20年度決算見込)	8,551,692 千円	
地域手当支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)	152,960 円	
地域手当支給対象地域	支給対象職員数	支給率
東京都千代田区	34 人	17 %
大阪府	6 人	14 %
名古屋府	1 人	12 %
福岡府	16,267 人	4.50 %
北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、前原市、古賀市、福津市、那珂 川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、 新宮町、久山町、粕屋町、二丈町、志摩町	16,184 人	3.25 %
その他の県内市町村	18,718 人	3.25 %
平均支給率		3.66 %
		4.14 %

(注) 1 医師及び歯科医師の支給率は14%です。

(4) 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算見込)	2,558,523 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)	77,618 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	59.0 %	
手当の種類(手当数)	46	
防疫等作業手当	保健福祉環境事務所職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者の救護、病原体付着物件 の処理、検疫作業、細菌検査
放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業
危険業務手当	土木事務所、ダム建設事務所、水産海洋技術センター、農業総合試験場、計量検定所職員	①坑内のトンネル掘り作業、水面下4m以上の深所作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②圧搾空気内作業、潜水作業
社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所、障害者更生相談所、女性相談所で現業を行う職員	①援護の措置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障害者の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導 ・一時保護 ②結核患者家庭訪問指導、肢体不自由児の日常生活介助
種雄牛取扱等作業手当	農業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を飼する作業、牛馬の直腸検査
有害物取扱等手当	保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場職員	有害農薬使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な農品の取扱業務
県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収
夜間看護等手当	粕屋新光園の看護師	①夜間看護業務 ②正規の勤務時間外の救急医療等業務
犯即取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、麻薬取締員	海上被疑者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員の5トン未満の船舶運転
特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所、保健環境研究所、流域下水道事務所職員	①し尿処理施設、化製場、死亡獣畜取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査
用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建築都市部等	児童福祉施設に勤務する職員が定められている場合 用地交渉業務
訓練指導手当	消防学校職員、九州歯科大 学付属歯科衛生学院	教育訓練業務又は歯科衛生士養成授業・実習
災害応急作業手当	土木事務所職員	異常な気象状況のもとでの、災害の未然防止、応急処置
一般職員		①日額300円 ②日額290円 日額300円 ①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円 日額230円 ①日額450円、570円 ②日額230円 日額230円 日額130円～290円 日額650円、800円 ①1回2,900円、3,300円 ②1回1,240円 日額280円～550円 ①日額230円 ②日額290円 1回120円、230円 日額700円、1,050円 日額720円 日額480円～1,095円

<p>道路上作業手当 (道路上等作業手当)</p>	<p>土木事務所職員 道路技術員、河川監視</p>	<p>交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 ①加熱アスファルト混合物の使用道路の舗装 ②道路上、河川区域の動物の死体処理</p>	<p>日額300円 ①日額160円 ②日額230円</p>
<p>は場等管理業務手当</p>	<p>農業総合試験場職員</p>	<p>①農業機械等をおこなうは場等管理業務 ②ふん尿収集、は場散布</p>	<p>①日額120円 ②日額230円</p>
<p>動物等保護管理作業 手当</p>	<p>動物愛護管理技術員</p>	<p>①負傷動物の収容作業 ②動物死体の収容作業</p>	<p>①日額260円 ②日額230円</p>
<p>教育職員の兼務手当</p>	<p>教育職員</p>	<p>全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合</p>	<p>授業1時間2,790円</p>
<p>夜間定時制勤務手当</p>	<p>事務職員、技術職員及びその他の職員</p>	<p>高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で始業時刻以後に2時間以上業務に従事</p>	<p>日額340円 (事務長は日額220円)</p>
<p>多学年学級担当手当</p>	<p>主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師</p>	<p>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事</p>	<p>日額290円</p>
<p>通信教育指導手当</p>	<p>①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く) ②通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く)</p>	<p>①添削指導 ②面接指導</p>	<p>①1通当たり100円 ②1時間2,790円</p>
<p>漁獲手当</p>	<p>福岡県立水産高等学校の職員</p>	<p>実習船に乗り組み、漁ろうに従事</p>	<p>1航海ごとに、漁獲物の総水揚高の18.3%相当額を手当総額とし、各職員への支給額は、その者の勤務成績を勘案して、その都度教育委員会が定める。</p>
<p>実習船乗船手当</p>	<p>①福岡県立水産高等学校の教育職員 ②福岡県立水産高等学校の職員</p>	<p>①実習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海におこなう生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務</p>	<p>①日額3,000円 ②日額180円</p>
<p>有害農薬による害虫等 防除作業手当</p>	<p>農業高校の教育職員</p>	<p>有害農薬使用の害虫等防除</p>	<p>1級 日額290円 2級 日額250円</p>
<p>教員特殊業務手当</p>	<p>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員等</p>	<p>1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務を伴うもの 2号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの 3号 対外運動競技等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの等 4号 部活動の指導業務で週休日等に行うもの 5号 入学試験の監督、採点等</p>	<p>日額 1号イ … 6,400円 1号イ(特に基大な災害) … 12,800円 1号ロ … 6,000円 1号ハ … 6,000円 2号 … 3,400円 3号 … 3,400円 4号 … 2,400円 5号 … 900円</p>
<p>補導業務手当</p>	<p>児童又は生徒の補導を本務とする教育職員</p>	<p>児童又は生徒の補導業務に従事</p>	<p>日額200円</p>
<p>教育業務連絡指導手当</p>	<p>教務主任 3学級以上の学校の * 生徒指導主事 * 進路指導主事 (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部に置かれるもの) * 学科主任 * 農場長 * 事務主任 * 学年主任 (一の学年が3学級以上の学年に置かれるもの)</p>	<p>主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事</p>	<p>日額200円</p>

教育公務員

警 察 職 員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者(被告人その他法廷により拘禁されている者を含む。)護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	日額230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等	日額310円～840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、警備用船舶運行及び自動車等の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	日額250円～560円
	銃器犯罪捜査作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	日額820円～1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	日額230円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実見見分等直接死体に接触する作業	日額1,600円、3,200円 1体当たり3,200円
	坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	日額1,900円
	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦及び整備以外の作業	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	警ら作業	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	1回730円
	救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	警察職員	危険を伴う山岳・地帯遭難者の救難救助又は火災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における救難救助	日額410円、840円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	1回1,240円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	1時間310円～1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	日額4,000円
	サリンその他の特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	日額250円～4,600円
	海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める場合に限る。)	日額1,100円
	身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警護若しくは身辺警護	日額640円、1,150円

(5) 時間外勤務手当(全職員)

支給実績(20年度決算見込)	8,631,281 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)	166 千円
支給実績(19年度決算)	9,056,880 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	173 千円

(6) その他の手当(21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	異なる	16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算額は、国は5,000円	6,722,667 千円	242,643 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超(27,000円限度) 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 ○自宅居住者で世帯主である職員 ・4,900円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	異なる	持家居住職員の手当額は、国は2,500円(新築等の日から5年を経過するまで)	4,470,887 千円	130,423 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃額(鉄道利用者は6箇月定期の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算	異なる	(国の制度) ・運賃等相当額の支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者の支給額 2,000円～24,500円 ・新幹線等利用者の特別料金加算額 加算額×1/2(上限2万円)	6,467,004 千円	126,259 円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業の給与水準と調整するために支給 ・医師、歯科医師 306,900円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年) ・獣医師 25,000円以下(10年)	異なる	(国の制度) ・医師、歯科医師 410,900円以下(35年) ・獣医師への支給なし	74,968 千円	1,228,981 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・23,000円～68,000円	同じ	—	85,923 千円	250,504 円
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・生活指導 7,200円 ・寄宿舍指導 5,900円	異なる	国は通常の宿日直は4,200円	1,623,952 千円	202,488 円
管理職員特別勤務手当	○管理職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給 ・夜職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	同じ	—	73,971 千円	193,640 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100 ×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	956,097 千円	99,874 円

休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,323,945 千円	186,273 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額(42,100円～139,100円)	異なる	国は本省の職長補佐にも管理職手当を支給し、かつ時間外勤務手当を併給しているが、本県には当該制度なし	2,457,021 千円	723,718 円
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%)			105,584 千円	336,256 円
特勤手当(県警)	○職員が生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合の精神的負担や生活の不便に給与上対処し、職員を配置しやすくするために設けられている手当 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 4%～25% 級地区別支給割合	同じ	—		
特勤手当(準ずる手当(県警))	○特勤公署又は特勤公署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 *支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)	同じ	—	54,377 千円	168,350 円
へき地手当(学校)	○職員が生活の著しく不便な地に勤務することによる精神的負担、生活不便に対する処し、職員間の給与の均衡、人事管理等の円滑化を図り、教育の機会均等を保障するもの ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級別支給割合-地域手当 *級地区別支給割合 6%～22%				
へき地手当(準ずる手当(学校))	○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 *支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%				
義務教育等教員特別手当	○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額15,900円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 *夜間定時制、通信教育に係る定通手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間:定額の3/4の額 *上記以外の者:定額の2/4の額			5,252,993 千円	159,894 円
産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×5% (定通手当受給者、管理職手当受給者は3%)			139,505 千円	213,964 円
定時制通信教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×3～5% *校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%			93,428 千円	217,273 円

6 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区分	給料月額等
給料	
知事	1,350,000 円
副知事	1,080,000 円
報酬	
議長	1,110,000 円
副議長	980,000 円
議員	890,000 円
期末手当	
知事	(20年度支給割合)
副知事	3.35 月分
議長	(20年度支給割合)
副議長	3.35 月分
議員	
退職手当	
知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
副知事	135万円×在職月数×0.65 42,120,000 円 (任期毎)
知事	108万円×在職月数×0.5 25,920,000 円 (任期毎)
地域手当	支給率 4.5%

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

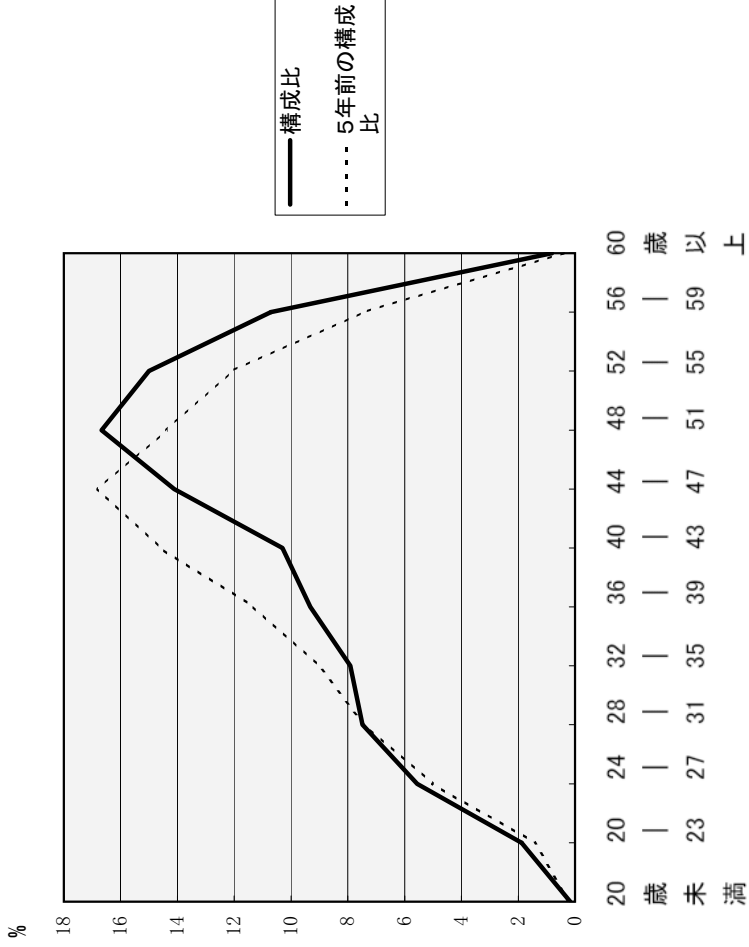
7 職員数の状況
 (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成21年	平成20年		
部門				
知事部局	8,025	8,243	△ 218	事務事業の見直し・外部委託化 (参考:人口10万人当たり職員数159.48人)
教育委員会	31,569	31,936	△ 367	事務事業の見直し及び県立高等学校の再編整備に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数627.38人)
その他	11,585	11,665	△ 80	条例定員の改正(警察本部)など (参考:人口10万人当たり職員数230.23人)
合計	51,179	51,844	△ 665	(参考:人口10万人当たり職員数1,017.10人)

(注) その他は、各種委員会(教育を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

(2) 年齢別職員構成の状況(21年4月1日現在)



区分	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	計
職員数	85	966	2,846	3,828	4,048	4,771	5,304	7,220	8,534	7,678	5,480	419	51,179																													

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成19年度～平成23年度における定員管理の数値目標

計画始期 職員数	計画終期 職員数	縮減数	縮減率
52,810 人	50,310 人	2,500 人	4.7 %

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

部 門	区 分	平成18年 計画始期					23 年 目 数値目標 (参考)
		19 年 目	20 年 目	21 年 目	22 年 目	23 年 目	
知事部局	職員数	8,689	8,243	8,025	-	-	7,939
	増減		△ 195	△ 218	-	-	△ 750
教育委員会	職員数	32,496	31,936	31,569	-	-	30,946
	増減		△ 334	△ 367	-	-	△ 1,550
その他	職員数	11,625	11,665	11,585	-	-	11,425
	増減		△ 4	△ 80	-	-	△ 200
計	職員数	52,810	51,844	51,179	-	-	50,310
	増減		△ 433	△ 665	-	-	△ 2,500

(注) 1 計画期間は、平成19年度～平成23年度の5年間です。
 2 その他は、各種委員会（教育を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。
 3 増減は、対前年比の職員増減数を示しています。

8 公営企業職員の状況

職員給与費の状況

決算見込

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A		(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
				千円	%	
20年度 電気事業	459,677	48,051	186,076	40.5	38.6	
工業用水道事業	1,288,557	308,966	199,029	15.4	13.4	
工業用地造成事業	5,276,296	△ 3,280,592	75,768	1.4	12.3	

区分	職員数 A 人	給 与 費		一人当たりの給与費 B/A 千円
		給料 千円	期末・勤勉手当 千円	
20年度 電気事業	15	67,565	13,627	109,374
工業用水道事業	18	76,204	20,502	130,614
工業用地造成事業	10	44,089	9,423	74,330
				7,292
				7,256
				7,433

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数です。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（21年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	44.5 歳	372,669 円	574,279 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.9 歳	375,968 円	579,908 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	44.7 歳	368,305 円	565,499 円

(注) 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤労手当

公 営 企 業	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(20年度決算見込) 期末手当 1,194 千円 勤労手当 637 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 勤労手当 3.0 月分 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(20年度支給割合) 期末手当 勤労手当 3.0 月分 1.50 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（21年4月1日現在）

公 営 企 業	一 般 行 政 職
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 23.50 月分 30.55 月分 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 23.50 月分 30.55 月分 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 787 千円 20,208 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（21年4月1日現在）

地域手当支給実績(20年度決算見込)	7,135 千円
地域手当支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)	165,919 円
地域手当支給対象地域	支給率 一般行政職の制度(支給率)
福岡市	24 人 4.50 %
福岡市を除く福岡県内の地域	18 人 3.25 %

工 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算見込)		141千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)		7,412円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		44.2%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	①高圧機器整備 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	①日額300円 ②日額220円 ③～④日額220円～320円 ⑤日額130円～250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,095円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	日額700円～1,050円

才 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算見込)	9,360千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)	253千円
支給実績(19年度決算)	12,956千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	370千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当(21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算見込)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者がない場合の1人目 11,000円 ・3人目以降 5,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になつた年度末までの子の加算 5,200円 	同じ	—	5,502千円	250,073円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2 (27,000円限度) ○自宅居住者で世帯主である職員 4,900円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 <ul style="list-style-type: none"> ・上記額の1/2を加算 	同じ	—	4,235千円	136,600円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を使用している職員 <ul style="list-style-type: none"> ・運賃等相当額(鉄道利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額 + 特別料金等の額 	同じ	—	9,814千円	251,651円

単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配属者の住居の距離が60km以上) ・23,000円(交通距離100km以上の場合、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を補充する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません) ・夜職の区分に応じ、1回8,000円～11,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額)	同じ	—	30千円	30,000円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	4千円	621円
休日勤務手当	○祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	74千円	18,475円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額(67,300円～109,500円)	同じ	—	6,854千円	1,142,326円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成19年度～平成23年度における定員管理の数値目標

7(3) を参照(公営企業分は県全体の内数として含まれています)

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

7(3) を参照(公営企業分は「その他」の内数として含まれています)

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとされています。また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び福岡市内の出入機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、午後12時から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等24項目を設けています。

(5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となります。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どものための健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところです。

10 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連が認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。平成20年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	1		1
心身の故障の場合	0	0	569	569
職に必要な適格性を欠く場合	0	1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合(紮で秘書)			2	2
災害により生死不明又は所在不明となった場合(紮で定務専軸)			5	5
合計	0	2	576	578

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

- 2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上していません。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。平成20年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分事由	処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
給与・任用に関する不正(給与不正領得等)		0	0	0	0	0
一般服務違反関係(欠勤、勤務態度不良等)		0	2	3	1	6
一般非行関係(傷害、異性関係非行等)		3	3	4	2	12
収賄等関係(収賄、横領等)		3	0	0	0	3
道路交通法違反		2	1	0	3	6
監督責任		0	1	1	1	3
合計		8	7	8	7	30

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上していません。

11 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なる職務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、10(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

12 職員の研修及び勤務成績の評価の状況

(1) 研修の概要

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならぬことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成20年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修(同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所等における研修	基本研修(新採用職員研修、基礎研修、技能員研修、選択必修研修 等) 専門研修(コミュニケーション・スキル、プレゼンテーション、コーチング入門、民法、財務諸表分析入門 等) 特別研修(NPOとのパートナーシップ、公務員倫理指導者養成、職場のストレスマネジメント 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 大学院派遣研修 等

(教職員)

研修所等における研修	(教育センター、体育研究所等で行われる研修) 基本研修(初任者研修、10年経験者研修、校長研修 等) 短期研修(各教科の指導に係る研修 等) 長期研修
派遣研修	中央研修 海外研修 国立大学・大学院派遣長期研修 等

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外講師による講演
警察学校における研修	採用時教養 昇任時教養 専科教養
派遣研修	国際犯罪捜査実務海外研修 語学委託研修 等

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能力率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

今後は、職員の能力向上を喚起するため、新たな人事評価制度を全職員に導入し、効果的に運用することが必要です。知事部局及び教育委員会等では、職員の能力や業績をよりの確に把握する新しい人事評価制度を平成18年度から管理職員に、平成20年度から課長補佐級職員と係長に、平成21年度からその他の全ての職員に対して導入しています。

また、公立学校に勤務する教員等については、別途自己評価及び業績評価からなる人事評価制度を、平成18年度から実施しています。

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の安全衛生管理規程・健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者又は健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに総括安全衛生委員会・警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は健康管理担当者(所属長)・副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に一般定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 平成20年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

二 平成20年度における福岡県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

① 職種及び日程

試験の種類 上級	職種 試験区分等	日程			最終合格発表
		受付期間	1次試験	2次試験	
中級	行政、学校事務、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、林業、畜産、水産、獣医師、薬剤師	5月26日 ～6月6日	6月29日	7月28日 ～8月12日	8月26日
	農業	8月18日 ～8月29日	9月28日	10月22日 ～11月10日 10月21日 ～11月10日	11月28日
初級	行政事務、学校事務、警察事務、栄養士	7月22日 ～8月1日	9月7日	11月8日 ～11月9日	11月28日
	一般事務、学校事務、警察事務、土木、林業				
民間企業等 職務経験者	行政	4月1日 ～4月22日	5月11日	6月23日 ～7月1日	8月6日
警察官A (男性)	第1回	8月4日 ～8月25日	9月21日	11月12日 ～11月18日	12月25日
警察官A (女性)	-	4月1日 ～4月22日	5月11日	7月2日	8月6日
警察官A (武道指導)	-	4月1日 ～4月22日	5月11日	6月23日	8月6日
警察官B (男性)	-	8月4日 ～8月25日	9月21日	11月4日 ～11月11日	12月25日
警察官B (女性)	-	8月4日 ～8月25日	9日21日	11月19日	12月25日
警察官C	経済、語学(北京語、韓国・朝鮮語)、情報工学	4月1日 ～4月22日	5月11日	7月2日	8月6日

② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
上級	94	1,752	1,122	64.0	272	94	11.9
中級	38	1,077	716	66.5	114	44	16.3
初級	29	617	472	76.5	90	30	15.7
民間企業等職務経験者	7	855	489	57.2	22	9	54.3
警察官A(男性)	335	5,529	3,444	62.3	1,435	364	9.5
警察官A(女性)	14	660	298	45.2	86	18	16.6
警察官A(武道指導)	5	4	4	100.0	3	3	1.3
警察官B(男性)	150	2,565	1,693	66.0	691	176	9.6
警察官B(女性)	14	668	288	43.1	69	18	16.0
警察官C	8	26	19	73.1	7	1	19.0
計	694	13,753	8,545	62.1	2,789	757	11.3

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職について、人事委員会の承認があった場合は選考によることができますとされています。

各任命権者から提出された採用選考請求についての承認状況は、次のとおりです。

職	知事	教育委員会	警察本部長	その他	計
部長相当職	5	1			6
次長相当職	9		2		11
課長相当職	11	6	5		22
課長補佐相当職	13				13
係長相当職	28		1		29
上級係員相当職	21	1	1		23
係員相当職	5		10		15
計	92	8	19		119

なお、人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職 種	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	研究職員(金属、機械B)、心理判定員、児童自立支援専門員	6	88	64	18	6	10.7
選考 (後期)	-	-	-	-	-	-	-
身体障害 者を対象 とする採 用選考	一般事務、警察事務	3	54	38	10	3	12.7

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。任命権者へ委任したものを除く昇任選考の承認状況は、次のとおりです。

職 名	知 事	教育委員会	警察本部長	その他	合 計
部 長	9	1			10
次 長	26	3	26(25)		55
課 長	87	12	59(55)		158
課長補佐	213	40	11		264
係 長	222	60	27		309
計	557	116	123(80)		796

(注1) 職名の欄は、相当職を含む。

(注2) ()内は公安職で内数

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付職員（任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員）の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

平成20年度の人事委員会の承認はありません。

(注)・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの

・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの

・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

2 給与等に関する報告及び勧告の状況

(1) 給与勧告等の概要

民間給与との較差（0.02%）が極めて小さいことから、月例給の水準改定は行わない

い

期末・勤勉手当（ボーナス）も民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし

勤務時間については、県内民間事業所の状況、人事院勧告（1日7時間45分、1週38時間45分に改定）を考慮して見直すことが適当

(2) 勧告日 平成20年10月2日

(3) 民間給与との比較 月例給の較差

本年	参考（平成19年）
0.02%	0.13%
99円	523円

期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	県職員の年間支給割合
4.49月	4.50月

(4) 民間給与との較差に基づく給与改定

職員と民間の月例給の較差が極めて小さいこと、民間のボーナスの年間支給割合が職員の期末・勤勉手当の年間支給割合とおおむね均衡していること等を踏まえ、月例給及び期末・勤勉手当の改定は行わない。

(5) 給与構造改革に基づく給与改定
地域手当の支給割合の改定

支給地域	支給割合	
	平成21年度以降	平成20年度（現行）
東京都千代田区	100分の17	100分の16
大阪市	100分の14	100分の13
名古屋市	100分の12（改定なし）	100分の12
福岡市	100分の4.5	100分の4.25
福岡市を除く福岡県内の地域	100分の3.25	100分の3

実施時期

平成21年4月1日

(6) 獣医師に対する初任給調整手当の改定

改定内容

獣医師は、食の安全確保等において重要な役割を担っており、その優秀な人材の確保が課題となっている中で、採用試験において十分な受験者数の確保に苦慮する状況が続いている。このため、民間事業所の初任給との較差を考慮し、初任給調整手当を改定する。

- ・ 手当の上限額 13,000円 25,000円
- ・ 手当の支給期間 5年 10年

実施時期

平成21年4月1日

(7) 意見

給与について

ア 通勤手当については、県内民間事業所の支給状況等を勘案し、交通用具使用者に係る手当月額額の算出方法について検討する必要がある。

イ 公立学校の教員の給与については、義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当（教員特殊業務手当）の在り方について、国や他の地方公共団体の動向等に留意し、教育委員会と連携しながら、調査・研究を進めていく必要がある。
勤務環境の整備等について

ア 時間外勤務の縮減等については、業務の簡素・効率化、縮減目標の設定など、組織全体として取り組むとともに、特に、管理監督者においては、職員の勤務時間の厳正な管理に努める必要がある。

イ 健康管理対策については、組織的な取組として、管理監督者への意識づけや業務執行体制を改善し、良好な人間関係を確保するなど、職員が信頼して相談できる環境をつくる必要がある。

ウ 職業生活と家庭生活の両立支援については、男性職員の育児休業や出産・育児に係る休暇の取得が進んでいないため、職員全体に対する制度の周知及び意識啓発に努め、特に男性職員が家庭生活に積極的に参画できる職場環境づくりや長時間労働の抑制に一層取り組み必要がある。

勤務時間の見直しについて

人事院は、民間との均衡を図る観点から、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定するよう勤告しており、本県の民間企業も国とほぼ同様の状況にあることから、国に準じて勤務時間を見直すことが適当である。その場合、これまでの行政サービスを維持しつつ、行政コストを増大させないことが基本である。

人事評価制度について

人事評価制度を確立し、運用するに当たっては、評価者と評価の対象となる職員が制度の趣旨等について理解を共有した上で、勤務実績が客観的かつ公正に評価されることが重要であり、さらに、運用の状況を踏まえて、評価結果を任用、給与等に適切に反映させることが肝要である。

高齢期の職員の雇用確保について

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げにより、平成25年度以降の定年退職者について無年金期間が生じることになるため、国家公務員の定年引上げ等の動向を注視し、人事管理上の問題点と高齢期の職員の雇用確保の課題について検討を進める必要がある。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求め、要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たります。

係属の状況

	平成19年度末 の係属件数	平成20年度中 の要求件数	平成20年度中 の処万件数	平成21年度中 の繰越件数
県分	0	2	0	2
受託分	0	0	0	0

「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして不服申立て（審査請求又は異議申立て）があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定（裁決又は決定）を行うものです。

(1) 係属の状況

	平成19年度末 の係属件数	平成20年度中 の申立て件数	平成20年度中 の処万件数	平成21年度中 の繰越件数
県分	84,549	2	6,769	77,782
懲戒処分	6	0	0	6
その他	9	1	1	9
計	84,564	3	6,770	77,797
受託分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

事案名	審査等の状況
平成19年(不)第2号事案	裁決（処分承認）
平成21年2月2日付け審査請求	却下
昭和43年(不)第56号ほか 1,720事案	審査の打切り（規則第13条第1項 第3号、第4号及び第5号該当）